地方中小自治体における総合評価方式導入に適する工種および工事規模に関する分析

足利工業大学　正会員　○藤島　博英
足利工業大学　正会員　簗瀬　範彦

１．はじめに

平成17年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下，「品確法」）が施行されてから５年が経過した現在，63.1％の地方自治体において総合評価方式による入札が実施されている[1)]．特に，総合評価方式の拡大を図るため技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事に適用可能な「市区町村向け簡易型，（以下，『特別簡易型』）」が示されてから，急速に導入が進んだと思われる．しかし，多くの市区町村では，年に数件程度の実施にすぎず，試行段階で止まっている[1),2)]．

地方の中小自治体において総合評価方式による入札が本格的に実施されない理由に，自治体の体制や意識，総合評価方式に適応する工事規模や工種等があると推定できる．

本研究は，地方自治体の総合評価方式導入に関する意識調査から総合評価方式による入札の適応性が高いと思われる工種や工事規模を探ることを目的とする．

２．アンケートの概要

茨城，栃木，群馬の県および市町村を対象として平成22年11月にアンケート調査を実施した（表1）．

県の調査においては，県の本庁および各土木事務所，工事事務所（以下，「県関連機関」）を対象とした．配布および回収はいずれも原則として郵送により行った．

３．北関東３県の入札実施状況

アンケート調査の結果，県政を敷く自治体を含む，回答のあった65自治体の内，45自治体（69.2%）で総合評価方式による入札を導入している．平成20年4月から平成22年9月までに総合評価方式による入札を実施した43自治体の実施状況を表2に示す．調査対象自治体の 55.8%で事後審査型制限（条件）付き一般競争入札方式と特別簡易型を組み合わせて入札を実施している．なお，平成21年度の総合評価による入札実施件数は，県関連機関を除く自治体の内，36自治体で5件未満であった．

表１ アンケート実施概要および回収率

区分	内容				
アンケート対象	茨城・栃木・群馬の県事務所および全市町村				
調査方法	郵送調査法（一部，E-mail での回収）				
実施日	平成 22 年 11 月				
	合計	県	市	町	村
県関連機関および自治体数	141	3(32)	58	38	10
回収数	85	2(21)	38	20	4
回収率（%）	60.3	65.7	65.5	52.6	40.0

（)内は土木事務所，工事事務所数

表２ 総合評価方式による入札実施状況（H20.4～H22.9）

	特別簡易型 超簡易型	簡易型	標準型
制限（条件）付き 一般競争入札	10（2）	1（4）	1(3)
事後審査型制限（条件） 付き一般競争入札	22（12）	1(6)	0(1)
指名競争入札	7(0)	0(0)	1(0)
詳細不明	3(3)		

複数回答,( )内は県関連機関,高度技術提案型は除く

４．総合評価方式による入札の導入に関する意識調査

（１）総合評価方式による入札の必要性について

本研究のアンケートの設問「品確法の基本理念である価格及び品質が総合的に優れた工事契約方法として総合評価方式が明示されました．これにより，『技術的な工夫の余地が小さい工事』にも工事品質確保の観点から総合評価方式での実施が求められましたが，貴職はこのことについてどう思われますか.」に対して，図１に示す回答を得た．この結果，「a.技術的な工夫の・・・必要ない.」との回答に対する回答率が４割前後と高く，自治体規模が小さくなるにしたがって回答率が上がる傾向が見られた．

また，「b. ある程度は・・・必要である．」および「c.・・・工種によっては必要である．」を合わせた回答率は，県関連機関では５割を超え，市，町では３割前後であった．このような結果から，自治体の担当者は発注する工事によっては総合評価方式による入札の有効性をある程度は認めていることが伺える．

キーワード　地方自治体，総合評価方式，アンケート調査
連絡先　〒326-8558　栃木県足利市大前町 268-1　足利工業大学工学部　ＴＥＬ0284-62-0605

（２）総合評価方式による入札が機能すると思われる工事について

設問「どのような工事に総合評価方式を導入したら十分に機能すると思いますか.」に対して，現在，総合評価方式による入札を導入している県関連機関および自治体の回答を図 2 に示す．この結果，左図に示す県関連機関では，工事規模 6000 万円以上，工種では土木，鋼構造物の工事，右図に示す市や町では，工事規模に多少バラツキは見られるものの，1 億円以上，工種で建築，鋼構造物，土木の工事が十分機能する，との回答が多い．その他の意見として，工事規模に関係なく「技術的難易度の高い工事」，「一般的でない工事」，「特殊な工事」などが挙げられた．

今後の取り組みについては，総合評価方式による入札を実施した 7 割強の自治体は「現状のまま様子を見る」と回答しており，積極的な意見が見られなかった．

なお，アンケートの自由回答欄で特別簡易型による入札そのものの導入を疑問視する回答も寄せられた．

５．おわりに

総合評価方式は，価格と施工能力を評価し，品質を確保することができる有効な入札方法の一つであると言われている．しかし，調査対象とした地方中小自治体の多くは，総合評価方式を導入するメリットをあまり強く感じていないのではないかと思われる．

その理由は，発注する工事の多くは，「技術難易度が低く小規模な工事」であり，特別簡易型であっても一般競争入札等に比べ，入札契約事務の煩雑化，落札者決定までの時間を要するためであると考える．

今後，総合評価方式による入札の拡大を図るためには，導入のメリットをデータ等で示してゆく必要があると思われる．

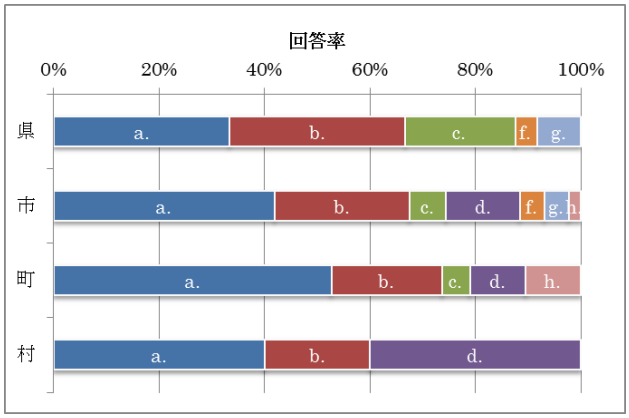

a.技術的な工夫の余地が小さい工事には必要ない.
b.ある程度は取り入れる必要がある.
c.上記 a の工事でも，工種によっては必要である.
d.どちらともいえない.
e.すべての工事に総合評価を取り入れる必要がある.
f.総合評価自体，導入の必要はない.
g.評価の仕組みを変える必要がある.
h.わからない.

図 1　総合評価方式による入札の必要性（複数回答）

謝辞　アンケート実施にあたり，調査にご協力いただいた各自治体の担当者の方々にお礼申し上げます．

参考文献

1）国土交通省，総務省，財務省：入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について，平成 23 年 1 月 24 日
2）藤島，簗瀬：地方自治体における公共工事調達方法の実態に関する研究，第 38 回土木学会関東支部技術研究発表会講演概要集，平成 23 年 2 月

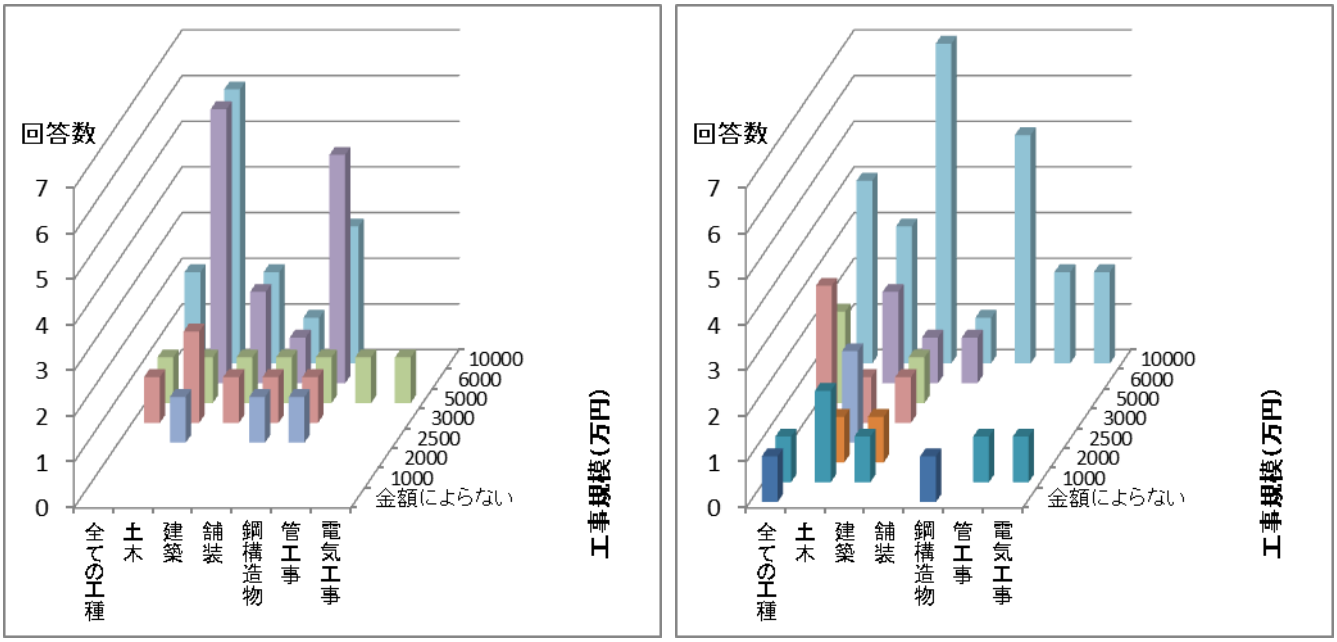

図 2　総合評価方式による入札が機能すると思われる工事規模と工種（左：県関連機関，右：市および町）